

許認可等の種類	入札参加資格の取り消し
担当部署	総務部 管財課
法令名 根拠条項	三好市物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱 第8条
処分基準	<p><b>【根拠条文】</b> (資格の取消し)</p> <p>第8条 市長は、第2条各号又は次の各号のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消すことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、物品の品質又は数量に関して不正の行為をした者</p> <p>(2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p> <p>(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p> <p>(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者</p> <p>(5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者</p> <p>(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人又はその他使用人として使用した者</p> <p>(7) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> (申請書)</p> <p>第3条 入札に参加する資格(以下「資格」という。)の審査を受けようとする者は、一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(徳島県統一様式。以下「申請書」という。)に物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号。以下「徳島県告示」という。)第3条に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要な</p>

	いと認めたものについては、この限りでない。
備考	
設定年月日	平成 27 年 2 月 2 日設定 (平成 年 月 日最終変更)